

医薬品医療機器等法に関する 適正表示ガイドライン

一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会
スポーツ用品公正取引協議会

平成27年2月 第3版

一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会 品質問題研究会

目次

	ページ
趣旨	・・・1
実例集	
1. サポーター・コルセットの機能・効果	・・・7
2. タイツ・ストッキングの機能・効果	・・・9
3. 抗菌・抗ウイルスの機能・効果	・・・10
4. アレルギー・アレルゲン対策の機能・効果	・・・11
5. UVケア・暑さ対策の機能・効果	・・・12
6. 遠赤外線・保温性の機能・効果	・・・13
7. 化学物質成分の配合による機能・効果	・・・14
8. ダイエット(スリム効果)効果	・・・15
9. マイナスイオン効果、癒し効果、静電気、 帯電防止機能、防虫加工、その他	・・・16

趣 旨

一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会の会員は、共通して“スポーツ・健康・快適ライフを創造するビジョン”を持ち、これらの社会的ニーズに応えた機能性商品を数多く開発し、販売しています。

但し、その機能性を表示する上で「身体への効能・効果」を謳った場合や、「病名、病原性菌種名、ウイルス種名」の使用、前記を連想・暗示させる表現は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、医薬品医療機器等法)の*1「医薬的な効能効果を表示・広告」に違反する可能性があります。

また、物理的なサポート効果(局所的な締め付けや保持)や外観変化(局所的な締め付けやシルエットの改善)を謳うことは問題ないが、脱衣・脱着してもその効果が持続しているように暗示させる表現は、違反する可能性があります。

このため、医薬品医療機器等法の内容をよく理解し注意する必要を私たちは認識します。

今後の広告宣伝・販売促進助成制作物制作時のチェックに際し、自らを律するべく、その一助としていきたいと考えます。

また、このガイドラインは今後、スポーツ用品業界全体での周知・適用を図り、法令・業界基準の改正、市場環境・社会情勢の変化に応じて、随時見直して参ります。

* 1 医薬的な効能効果とは？

医薬品医療機器等法に抵触して使用できない表現

●病気(疾病)の治療又は予防を目的とする表現
(医薬品的な効能効果に該当する)

【例】糖尿病、高血圧、水虫の人に、胃・十二指腸潰瘍の予防、眼病の人のために、便秘が治る 等

代表的な病気(疾病)

:外反母趾、四十肩、腰痛、血行障害 等

代表的な病原性菌種名、ウイルス名

:白癬菌(水虫)、インフルエンザウイルス 等

●身体の組織機能(体の機能)の一般的増強、増進を主たる目的とする表現(医薬品的な効能効果に該当する)

ただし、「健康維持」という表現は、医薬品的な効能効果に該当しませんが、前後の文面関係によっては、抵触する恐れがあります。

【例】疲労回復、体力増強、新陳代謝を高める、血液を浄化する、細胞の活性化、病中・病後に効果あり 等

●医薬品的な効能効果の暗示

(a)名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

【例】不老長寿、漢方秘宝 等

(b)含有成分の表示及び説明によりみて暗示するもの

【例】体質改善で知られている〇〇〇を原料とし、体の改善が見込まれます。

(c)新聞、雑誌等の記事、医師、学者の談話、学説などを引用又は掲載することで暗示するもの

【例】医学博士△△△の談「昔から赤飯に□□□をかけて食べると癌にかかりにくいと言われている。

●医療機器名称、医療行為(治療)などを引用又は掲載することで暗示するもの

【例】整体師に治療を受けたような効果が期待できます。

東京都福祉保険局のホームページより抜粋

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/>

<p>医薬品医療機器等法に抵触せず使用可能な表現</p>	<p>●運動することで、体力増強を目的とした商品は、該当しないので「体力増強」を謳うことができる。 【例】各種トレーニング器具など</p> <p>●素材、製品への各種加工や機能性の説明(医薬的な効果効果を暗示させていないこと)</p> <p>●「着心地」「着用感」として捉える身体への外観変化や感覚の表現は、医薬的な効果効果に該当しないため使用可</p> <p>●外力から物理的に人体へのダメージを軽減することが、客観的に立証される商品は、該当しないのでケガ・被害の軽減を謳うことができる。 【例】各種防具類、バレーボール用サポーター(緩衝材内蔵)など</p>
------------------------------	--

医薬品医療機器等法以外にも順守すべき法令・規約・規制に関しましては各社にて対応をお願いします。
本ガイドラインの判定結果が○(=使用可)であっても、前後の文脈や表現によっては、医薬品医療機器等法および下記の法令・規約・規制に抵触する場合があります。

<p>不当景品類及び不当表示防止法(不実証広告規制 消費者庁ホームページより抜粋) http://www.caa.go.jp</p> <p>「商品・サービスに関する不当な表示は禁止されています」 【優良誤認(4条1項1号)】 商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示 ①内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示 ②内容について、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示</p> <p>【不実証広告規制(4条2項)】 消費者庁長官は、優良誤認表示(4条1項1号)に該当するか否か判断するため必要があると認めるときは、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。 →事業者が求められた資料を期間内に提出しない場合や提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、不当表示とみなされます。</p> <p style="text-align: center;">詳しくは、平成15年10月28日 公正取引委員会発表 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針 -不実証広告規制に関する指針-</p> <p>【有利誤認】4条1項2号 商品・サービスの価格その他の取引条件についての不当表示</p> <p>* 抜粋していない不当景品類及び不当表示防止法令も遵守する必要があります。</p>

スポーツ公正競争規約 第11条 特定用語の使用基準より抜粋

第11条 事業者は、スポーツ用品の品質、性能、取引条件等について表示するに当たって、次の各号に掲げる用語を使用する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 完全を意味する用語

「完全」、「完ぺき」、「パーフェクト」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用してはならない。

(2) 安全を意味する用語

「安全」、「安心」等安全性を強調する用語は、断定的に使用してはならない。

(3) 最上級を意味する用語

「最高」、「最大」、「最小」、「最高級」、「超」等最大級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。

(4) 第一位を意味する用語

「世界一」、「日本一」、「第一位」、「当社だけ」、「ナンバーワン」、「一番」、「トップをゆく」、「他に追従を許さない」等第一位を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。

(5) 優位性を意味する用語

「抜群」、「画期的」、「革命的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、断定的に使用してはならない。

(6) 斬新性を意味する用語

「新製品」、「新発売」、「ニュー」等斬新性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。

等、第11条以外にも遵守しなければならない規約があるので十分に理解して対応をお願いします。

* 抜粋していないスポーツ公正競争規約も遵守する必要があります。

1. サポーター・コルセットの機能・効果 -1

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
サポーター・コルセットの機能・効果	着用により、腰(骨格の要 = 骨盤)の保護安定をサポート	○	着用時に限って「物理的なサポート効果」の表現であれば継続的な効果を示さないため使用可
	着用・装着時は腰(骨格の要 = 骨盤)の保護安定をサポート	○	着用・装着時に限って「物理的なサポート効果」の表現であれば継続的な効果を示さないため使用可
	着用により、姿勢を矯正するサポーター	×	“矯正”は身体への効能・効果を表現
	着用・装着時は、姿勢を矯正するサポーター	×	着用・装着時に限った効果であっても“矯正”は身体への効能・効果を表現してるので使用不可
	大腿部安定のサポート、スポーツパフォーマンス向上に	○	着用時に限って「物理的なサポート効果」の表現であれば継続的な効果を示さないため使用可
	ボディバランスを整えてスポーツ時のパフォーマンスや筋肉・関節へのサポート機能を発揮	○	
	治療中の患部をサポートするのに適したサポーターです	×	「治療中・障害未完治」でのサポートは、医療機器に該当するため使用不可
	着用時の骨盤のバランスを改善	○	着用時に限って「物理的なサポート効果」の表現であれば継続的な効果を示さないため使用可
	着用1週間で骨盤のバランスが改善	×	継続的な効果を暗示しているため使用不可
	着用1週間で姿勢補整の効果が出ます		
	はいて歩いて筋トレ	○	はくだけで筋トレ効果を得るのではなく、運動することによる筋トレ効果を示す表現のため使用可
	着心地の良さでストレス軽減(従来品比)	○	ストレッチ性やゆとりのある設計で着心地や着用感と結びつけたストレスの表現なら使用可
	障害を改善して心身のストレスを解消	×	“心身のストレスを解消”は身体への効能・効果で使用不可
	着用による締め付けが姿勢補整/姿勢を補整します	○	「着用時に」「着用により」「締め付けて」等々の文面を明確に付記する条件で継続的な効果を暗示することはないため使用可
	着用により正しい姿勢に補整します	○	
	着用して寝ている間は足をキュッと引き締め軽く感じさせます	○	
	正しい姿勢に補整します	×	「着用時に」「着用による」「締め付け」等々の文面を付記していなければ身体への効能・効果を表現し使用不可
	腰痛を改善します	×	“腰痛”は身体への効能・効果、疾病用語で使用不可
	骨盤のゆがみを改善します	×	“ゆがみを改善”は身体への効能・効果を表現
	疲労回復	×	“疲労回復”は身体への効能・効果を表現
疲労軽減	×	“疲労軽減”は身体への効能・効果を表現	

1. サポーター・コルセットの機能・効果 -2

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
サポーター・コルセットの機能・効果	肩こり、腰痛、冷え症の緩和	×	“肩こり、腰痛、冷え性の緩和”は身体への効能・効果疾病用語で使用不可
	着用により脚の負担軽減	○	「治療中・障害未完治」での使用を暗示させなければ医療機器に該当しないため使用可
	障害時の脚の負担軽減	×	「治療中・障害未完治」での使用は、医療機器に該当するため使用不可
	着用することで筋力アップ	×	“着用だけでの筋力アップ”は身体への効能・効果を表現で使用不可
	着用し運動することで筋力アップ	○	運動が主体なので使用可
	着用するだけで筋出力の向上	×	“着用だけでの筋出力の向上”は身体への効能・効果を表現で使用不可
	着用により脚の負担軽減／パッドを装着することで足への負担軽減	○	「治療中・障害未完治」での使用を暗示させなければ医療機器に該当しないため使用可
	パッドを装着することで足に当たる痛みを軽減	×	“痛みを軽減”は身体への効能・効果表現で使用不可
	筋肉損傷の軽減／ケガを防止します／ケガを軽減します／マメを予防(防止)する	×	一般的なサポーターに関しては、“筋肉損傷、ケガ防止、ケガ軽減、マメを予防(防止)”は身体への効能・効果表現で使用不可
	緩衝材入りバレーボール用サポーターなので衝撃を吸収してケガ(被害)を軽減します	○	物理的に人体へのダメージを軽減されることが、客観的に立証される商品は、「ケガ・被害」の軽減は使用可
	装着することで、コンタクト時の衝撃を吸収(減少)します。(緩和させます)	○	商品に対する衝撃吸収性能に関する説明なので使用可
緩衝材入りバレーボール用サポーターなので衝撃を吸収してケガを予防(防止)します	×	ダメージの軽減までは謳えるが、「予防・防止」など断定的な表現は使用不可	

2. タイツ・ストッキングの機能・効果

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
タイツ・ストッキングの機能・効果	着用時のシェイプアップ効果	○	着用状態でのシェイプアップ効果は見た目(物理的)の効果であり、身体への効能・効果ではないため、使用可
	着用するだけでシェイプアップ効果	×	“着用するだけでのシェイプアップ効果”は身体への効能・効果を表現
	着用により脚の形を整える	○	着用状態での補整は見た目(物理的)の効果であり、身体への効能・効果ではないため、使用可
	着用するだけで脚の形を補整します	×	“着用するだけでの脚の形を補整”は継続的な身体への効能・効果を暗示する表現のため使用不可
	長時間着用しても、疲れにくい設計をしている	×	“疲れにくい”は身体への効能・効果で使用不可
	締め付けないのにフィットする	○	着用時の「着心地」や「着用感」なので使用可
	着心地の良さでストレス軽減(従来品比)	○	ストレッチ性やゆとりのある設計で着心地や着用感のストレスの表現なら使用可
	障害を改善して、心身のストレスを解消	×	“障害”“心身のストレス”は疾病用語で使用不可
	着用中は足を楽に感じさせる設計(着用により足が楽に感じる)	○	着用時の「着心地」や「着用感」を明示することで継続的な効果を暗示することはないため表現は使用可
	着用時は圧迫圧で足が軽く感じる(着用による圧迫圧で足が軽く感じる)	○	
	足が楽に感じる	×	着用時の「着心地」や「着用感」を明示がない場合は、継続的な効果を暗示のため身体への効能・効果の表現となり使用不可
	圧迫圧で足が軽く感じる	×	
	血行促進	×	“血行促進”は身体への効能・効果を表現
	動脈瘤の予防など	×	“動脈瘤”は疾病用語で使用不可
	段階的にキュッと締め付けて疲労感を軽減	×	“疲労感を軽減”は身体への効能・効果を表現
	むくみを和らげる	×	“むくみ”は身体への効能・効果を表現、疾病用語に抵触
	疲労軽減をサポート	×	“疲労軽減”は身体への効能・効果を表現
	エコミークラス症候群改善	×	“エコミークラス症候群”は疾病用語で使用不可
	血液、リンパ液のうっ滞を予防	×	“血液、リンパ液のうっ滞”は身体への効能・効果を表現
	疲労の溜まりやすい太腿やふくらはぎをサポートします	×	“疲労”は身体への効能・効果を表現
	着用によるマッサージ効果	×	“マッサージ効果”は身体への効能・効果を表現
段階加圧によるミルキング効果	×	“ミルキング効果”は身体への効能・効果を表現	
段階加圧によるポンプアップ効果	×	“ポンプアップ効果”は身体への効能・効果を表現	

3. 抗菌・抗ウイルスの機能・効果

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
抗菌	衛生効果があります	○	“衛生効果”は疾病用語に該当せず使用可
	繊維上の細菌の増殖を抑え、臭いの発生を抑制します	○	繊維・商品に対する抗菌加工の機能説明なので使用可
	繊維上の細菌の増殖を抑制します	○	
	繊維上の菌の増殖を抑制し、抗菌防臭効果を発揮します	○	繊維・商品に対する抗菌加工の機能説明なので使用可
	繊維上の〇〇菌(白癬菌など)の増殖を抑えます	×	“〇〇菌”は病原性菌種名で使用不可
	殺菌力に優れています	×	“殺菌”、“消毒”は医薬品、医薬部外品にしか使えないので使用不可
	除菌力に優れた繊維を採用	○	“除菌”は医薬品医療機器等法の対象外なので使用可
	全ての菌の増殖を抑制します	×	“全ての菌の増殖”は景表法に抵触するため使用不可
抗ウイルス	抗ウイルス性加工を付与した繊維	○	抗ウイルス加工を施した繊維の説明でかつ特定ウイルス種の表現をしていないので使用可
	インフルエンザ対策におすすめ	×	“インフルエンザ”は、病原性ウイルス種名“感染”は疾病用語で使用不可
	インフルエンザ感染リスクを軽減		
	抗ウイルス加工技術を活用した繊維はウイルスによるリスクを軽減します	×	“ウイルスによるリスクを軽減”は人体へのリスク軽減を想像させるので使用不可
	繊維上の多種類のウイルスを不活性化します	×	“不活性化”は疾病用語で使用不可
	繊維上のウイルス感染を抑えます	×	“感染”は疾病用語で使用不可
	進化した抗ウイルス加工繊維のウエア	○	抗ウイルス加工を施した繊維の説明で使用可
	進化した抗ウイルス加工繊維、繊維上のウイルスの働きを抑制	×	“ウイルスの働き”は人に対する作用以外は考え難く使用不可(身体への効能・効果を連想・暗示させる)

4. アレルギー・アレルゲン対策の機能・効果

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
アレルギー・アレルゲン対策の機能・効果	アレル物質から守る素肌にやさしい商品です	○	「アレル物質」(花粉・ダニの死骸などのアレルギー物質の代用表現)→家電業界、及び一部の繊維メーカーが定義した表現であり、疾病用語ではないと捉え使用可。ただし今後の動向に要注意。
	①「アレル物質対策素材」を使用しています ②「抗アレル物質加工素材」	○	
	ハウスダストや花粉等に含まれるアレル物質を吸着します	○	
	ダニ・花粉・ペットのフケなどの不快なアレルゲンをシャットアウト	×	“アレルゲン”は疾病用語で使用不可
	ハウスダストや花粉等に含まれるアレルゲンを吸着します (この製品は医薬品・医療機器ではありません)	×	“アレルゲン”が疾病用語で使用不可のため、注釈で医薬品・医療機器ではない事を謳っても使用不可
	繊維上のアレルギー反応を引き起こす抗原物質(ダニ、花粉など)を不活性化します	×	“アレルギー”“不活性化”が疾病用語で使用不可

5. UVケア・暑さ対策の機能・効果

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
UVケア	日焼け防止に適している	○	物理的な遮蔽構造による“日焼け防止”は使用可 物理的に紫外線遮蔽することでの効果を示す表現のため使用可。
	紫外線遮へい効果があります	○	
	紫外線をブロック / 紫外線を遮る	○	
	夏の日差し(強い日差し)からお肌を保護します	○	
	紫外線からお肌を保護します	○	
	太陽光カットで、真夏日対策	○	
	遮熱効果があります	○	
	UVカットでお肌を保護します	○	
	UVケアでお肌は安全	×	“安全”は、断定的に使用することは禁止されているので使用不可
	UVカット加工でシミ、クすみなどの肌トラブルから守ります	×	“シミ、クすみ”は疾病用語のため使用不可
	UVカットで衣服内の温度上昇を抑制します	○	“衣服内の温度上昇を抑制”は物理的に紫外線遮断することで効果を示す表現のため使用可
UVカットで皮膚の温度上昇を抑制します	×	“皮膚の温度上昇を抑制”は身体への効能・効果を表現	
暑さ対策	猛暑対策 / 暑さ対策	○	使用用語に医薬的な効能効果用語が含まれていないので使用可
	夏の屋外作業時に効果的	○	使用用語に医薬的な効能効果用語が含まれていないので使用可
	屋外作業時の熱中症予防に効果的	×	“熱中症”は疾病用語で使用不可
	屋外作業時の熱中症対策	×	
	熱射 / 熱射対策	×	疾病用語“熱射病”を連想・暗示させ使用不可
	体温をコントロール / 体温調整を促す / 体温上昇を抑える	×	“体温をコントロールする / 体温調整 / 体温の上昇を抑える”は身体への効能・効果を表現

6. 遠赤外線・保温性の機能・効果

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
遠赤外線・保温性の機能・効果	遠赤外線による保温効果／保温性に優れています。	○	保温効果のみであれば使用可
	素材の保温効果により足(脚)が冷えにくい	○	“冷え症”を連想させていない
	素材の保温効果により足(脚)が冷えない	×	“足(脚)が冷えない”と断定した表現なので使用不可
	寒さに弱い人にお勧めの保温効果の高いタイツ	×	“寒さに弱い”が疾病用語“冷え症”を連想させるため使用不可
	寒い日にお勧めの保温効果の高いタイツ	○	“冷え症”を連想させていない
	○○素材の遠赤外線効果でからだを暖かく包み込む	○	保温効果のみであれば使用可
	繊維自体が暖くなる保温機能(効果)があります	○	保温効果のみであれば使用可
	遠赤外線の発熱機能がある	○	遠赤外線の機能説明だけなら使用可。
	赤外線効果で体の芯まで温める	×	“体の芯まで温める”は身体への効能・効果を表現
	赤外線効果で血行が良くなる	×	“血行が良くなる”は身体への効能・効果を表現
	赤外線効果で基礎代謝の向上	×	“基礎代謝の向上”は身体への効能・効果を表現
	赤外線効果で新陳代謝を促進	×	“新陳代謝を促進”は身体への効能・効果を表現
	赤外線効果で肩こりが治る	×	“肩こりが治る”は身体への効能・効果を表現
	赤外線効果で肩こり防止	×	“肩こり防止”は身体への効能・効果を表現
	赤外線効果で健康を促進します	×	“健康を促進”は身体への効能・効果を表現
	五十肩でお悩みの方にお勧めします	×	“五十肩”は疾病用語で使用不可
	繊維に練りこんだカプサイシンが体を温める	×	“体を温める”は身体への効能・効果を表現
	繊維に練りこんだカプサイシンで保温性に優れています	○	保温効果のみであれば使用可
	肩こりさん、冷え症さん、ご高齢の方の健康をサポート	×	“肩こり、冷え症”は疾病用語で使用不可
	遠赤外線の働きで、冷えやすい体を「深い眠り」に導きます	×	“冷えやすい体”は疾病用語、「深い眠り」に導く”は身体への効能・効果を表現するため使用不可
体温をコントロール／体温調整を促す／体温上昇を抑える	×	“体温をコントロールする／体温調整／体温の上昇を抑える”は身体への効能・効果を表現	
体温を逃がさない／体を冷やさない／冷えから守る	×	“体温を逃がさない／体を冷やさない／冷えから守る”は身体への効能・効果を表現	

7. 化学物質成分の配合による機能・効果

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
化学物質成分の配合による機能・効果	お肌にやさしい弱酸性素材	○	「繊維が弱酸性」を明示しているので使用可
	保湿成分を繊維に付与し、繊維中の潤いを保ちます	○	繊維に関する潤い(保湿性)の表現なら使用可
	保湿成分を繊維に付与し、潤いを保ちます	×	繊維に関する潤い(保湿性)の表現が不足し、身体への効能・効果を暗示させる表現となり使用不可
	刺激の少ない素材(加工)を使用	○	素材の特徴表現なので使用可
	刺激の少ない素材使用(加工)により、敏感肌の方にも使えます	○	身体への効能・効果の表現と誤認されない説明文が明示されているので使用可
	敏感肌の方にも使える	×	身体への効能・効果の表現と誤認されるため使用不可
	pHコントロール機能により、繊維表面を弱酸性に保ちます	○	繊維に関するpHコントロール機能表現なので使用可
	pHコントロール機能により、お肌を弱酸性に保ちます	×	“お肌を弱酸性に”は身体への効能・効果を表現
	アンチエイジング効果があります	×	“アンチエイジング効果”は身体への効能・効果を表現
	ソフトな素材でアトピー・アレルギーの方でも使用できます	×	“アトピー・アレルギー”は疾病用語に抵触
	美白効果があると言われているビタミンCを配合した繊維素材	×	“美白効果”は身体への効能・効果を表現
	お肌にうるおいを与える成分配合	×	“お肌にうるおい”は身体への効能・効果を表現
	保湿効果でお肌つるつる	×	“お肌つるつる”は身体への効能・効果を表現
	抗酸化加工繊維を採用	○	抗酸化加工繊維は、繊維に関する説明なら使用可
抗酸化作用繊維	×	抗酸化作用という表現が、身体への効能・効果を暗示させる表現となり使用不可	

8. ダイエット(スリム)効果

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
ダイエット(スリム)効果	着用による運動で発汗を促進し、減量効果が期待できる	○	サウナスーツ等、運動し発汗することでの減量効果は使用可
	着用による運動で発汗を促進することで、痩身効果が期待できる	×	“痩身”“スリミング効果”“ダイエット”は身体への効能・効果を表現
	着用して運動することにより発汗を促進しスリミング効果が期待できる		
	着るだけでやせる効果(スリミング効果)が期待できる		
	きつく締め付けてダイエット		
	締め付けによるスリムに見せる効果	○	締め付けによる物理的サポート = 着用状態での補整表現として、見た目の効果であり、身体への効能・効果ではないため、使用可
	歩くたびに美脚ヒップアップ効果	○	歩行表現、着用運動による効果を明確に付記することで使用可
	脂肪分解・燃焼・吸収抑制作用のあるラズベリーの香気成分である「ラズベリーケトン」を繊維中に配合した素材です	×	“脂肪分解・燃焼・吸収抑制作用”は身体への効能・効果を表現
	着用して運動することで脂肪燃焼を促進	×	“脂肪燃焼”は身体への効能・効果を表現
	体脂肪の減少が期待できる	×	“体脂肪の減小”は身体への効能・効果を表現
	デトックス作用があります	×	“デトックス”は身体への効能・効果を表現
	メタボリックシンドローム対策におすすめ	×	“メタボリックシンドローム”は疾病用語に抵触
	足の各部位の圧迫度を変えているため、血行促進効果があります	×	“血行促進効果”は身体への効能・効果を表現
	着用により衣服のたるみをすっきり見せる	○	着用によるたるみ取りの効果なら使用可だがそれ以外は使用不可(シルエットはOK)
	足のたるみをすっきり	×	
	マイクロマッサージ効果	×	“マイクロマッサージ効果”は身体への効能・効果を表現
着用するだけでマッサージ効果	×	“マッサージ効果”は身体への効能・効果を表現	

9. マイナスイオン効果、癒し効果、静電気・帯電防止機能 各種防具類、防虫加工、その他 -1

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
マイナスイオン効果、癒し効果	「マイナスイオン」で心身リフレッシュ/リラックス	○	原則、「身体への癒し」は認められないが「心身リフレッシュ/リラックス」は許容される
	着心地の良さでストレス軽減	○	ストレッチ性やゆとりのある設計で着心地や着用感のストレスの表現なら使用可
	障害を改善して、心身のストレスを解消	×	“障害”“心身のストレス”は疾病用語で使用不可
	マイナスイオンにより「血行促進」、「血液サラサラ」など	×	“血行促進”“血液サラサラ”は身体への効能・効果を表現
	快眠	×	“快眠”は身体への効能・効果を表現
	快適な睡眠をお届けします	×	快眠と同意語で身体への効能・効果を暗示
	自然治癒力のアップ	×	“自然治癒力”は身体への効能・効果を表現
	ホメオスタシスが保たれます	×	“ホメオスタシス”は身体への効能・効果を表現に抵触
	ホルミシス効果があります	×	“ホルミシス”は身体への効能・効果を表現に抵触
静電気・帯電防止機能	繊維上の静電気を軽減します	○	繊維上の物理的な静電気の軽減効果を意味するため使用可
	人体に悪影響を及ぼす、と言われている繊維上の静電気を軽減します	×	“人体に悪影響を及ぼす”は身体への効能・効果を表現
人体に装着する防具類	着用することで〇〇部に対する衝撃を吸収してケガ(被害)を軽減します	○	物理的に人体へのダメージを軽減されることが、客観的に立証される商品は、「ケガ・被害の軽減」は使用可
	着用することで〇〇部に対する、コンタクト時の衝撃を吸収(減少)します。(緩和させます)	○	商品に対する衝撃吸収性能に関する説明なので使用可
	着用することで〇〇部に対する衝撃を吸収してケガ(被害)を予防(防止)します	×	ダメージの軽減までは謳えるが、「予防・防止」など断定的な表現は使用不可
構造物に装着する緩衝物	構造物に装着することでプレーヤーに対するケガ(被害)を軽減します	○	構造物(バレーボール支柱など)に装着する商品説明なので客観的データがあれば使用可
	構造物に装着することでプレーヤーに対するケガ(被害)を予防(防止)します	×	構造物(バレーボール支柱など)に装着する商品説明ではあるが、「予防・防止」など断定的表現は使用不可
マウスピース	下の奥歯にはめるだけで、歯の磨耗や損傷を防ぎます	○	物理的な効果説明なので使用可
	奥歯のかみ締め効果をサポートすることで集中力と体の軸が安定します	×	“集中力・体の軸の安定”は身体への効能・効果を表現に抵触するので使用不可
	衝撃による脳震盪や頸椎損傷の防止軽減	×	“脳震盪、頸椎損傷”は疾病用語を使用しているので使用不可

9. マイナスイオン効果、癒し効果、静電気・帯電防止機能 各種防具類、防虫加工、その他 -2

機能・効果	表現内容	判定	理由・条件
	* 使用禁止用語、表現の一例		<ul style="list-style-type: none"> ■ 衛生害虫: 蚊・ノミ・イエダニ・トコジラミ・ハエ・ゴキブリ・屋内塵性ダニ類の名称 ■ 害虫: 上記衛生害虫を暗示させる ■ 忌避: 忌避(効果)は薬事対象品以外は使用禁止 ■ 衛生害虫を暗示させる絵・イラスト: 上記衛生害虫を暗示させる
防虫	繊維に蚊を寄せ付けない特殊加工をしています	×	“蚊”は衛生害虫に該当するため使用不可
	繊維に虫を寄せ付けない特殊加工をしています	○	衛生害虫、薬剤を連想させないので使用可
	繊維に虫を寄せ付けない薬剤加工をしています	×	“薬剤・剤”は医薬品を連想させるので使用不可
	このウェアは、飛来する虫から身を守ります	○	衛生害虫、薬剤を連想させないので使用可
	このウェアは、飛来する虫から身を守ります(但しハチ・アブには効果がありません)	○	衛生害虫、薬剤を連想させないので使用可
	このウェアは、飛来する虫の害から身を守ります	×	“虫からの害”は身体への効能・効果を表現に抵触するので使用不可
	繊維に特殊加工することで虫が嫌って寄り付きません(嫌って逃げます)	○	衛生害虫、薬剤を連想させないので使用可
	繊維に特殊薬剤塗布することで虫が嫌って寄り付きません(嫌って逃げます)	×	“薬剤・剤”は医薬品を連想させるので使用不可
皮膚表面温度を計測した“サーモグラフィ”画像の使用	従来品と新製品による使用後の皮膚表面温度の画像併載比較	○	肌表面温度の物理的な現象を表現しており、身体への効能・効果ではないため使用可
	“使用後”の画像	○	肌表面温度の物理的な現象を表現しており、身体への効能・効果ではないため使用可
	“使用前”&“使用後”の画像併載	×	“使用前&使用後の画像併載”は身体への効能・効果を表現
その他	速乾性に優れ、汗冷えしにくい	○	汗冷えとは、汗によって肌表面温度が下がらない物理的な現象をさしており、身体への効能・効果ではないため使用可

注意 (1) 本ガイドライン上の“判定”は、関係都道府県・薬務課等への相談・確認を経ていますが、平成26年度4月現在における一般社団法人日本スポーツ用品工業協会 品質問題研究会としての是非判断であり、全般的な広告審査基準としての妥当性を、普遍的に保証するものではありません。



- (2) 本ガイドラインは、一般論としての表現例を記載していますので、個々具体的に疑義が残る場合、および未掲載の新たな表現例等については、関係都道府県・薬務課に事前確認してください。
- (3) 前後の文脈で総合的に判断されて、判定が×(= 不可)になる場合もありますので、前後の表現にも留意してください。